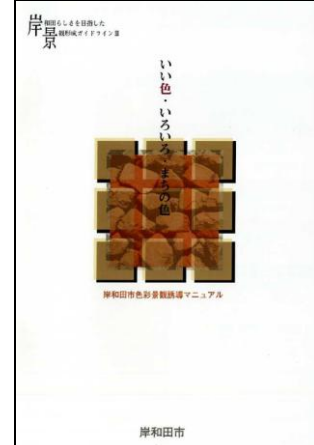
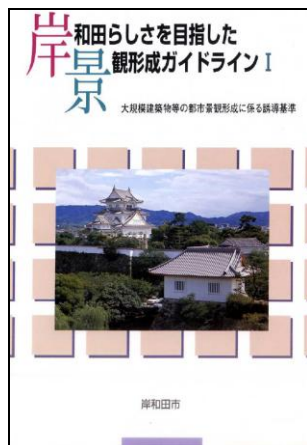


資 料

1. これまでに策定した図書

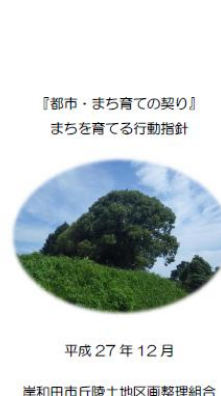
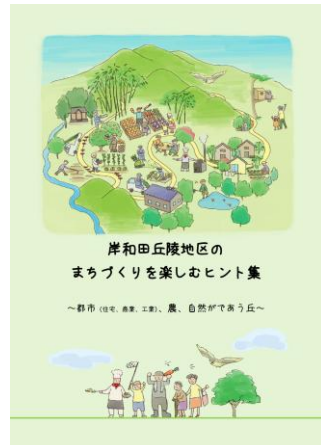
(1) 市域全体

- ①岸和田市都市景観形成基本計画〔1991 年(平成3年3月)〕
- ②岸和田市地区別都市景観形成実施計画〔1992 年(平成4年3月)〕
- ③岸和田市景観形成基本方針〔2008 年(平成20年11月)〕
- ④岸和田らしさを目指した景観形成ガイドラインⅠ
大規模建築物等の都市景観形成に係る誘導基準〔1996 年(平成8年3月)〕
※再編：良好な景観形成に係る誘導基準〔2010 年(平成22年10月)〕
※更新：良好な景観形成に係る誘導基準〔2017 年(平成29年2月)〕
- ⑤岸和田らしさを目指した景観形成ガイドラインⅡ
岸和田市公共建築物等デザインマニュアル〔1997 年(平成9年3月)〕
- ⑥岸和田らしさを目指した景観形成ガイドラインⅢ
岸和田市色彩景観誘導マニュアル〔1998 年(平成10年3月)〕



(2) 各エリア

- ①岸和田市歴史的まちなみ保全地区（本町地区保全計画）〔1993 年（平成5年11月）〕
- ②岸和田駅東地区～景観形成ガイドライン(案)～〔2006 年（平成18年3月）〕
発行：岸和田駅東地区景観まちづくり協議会
- ③ちきりアイランド物流倉庫建設ハンドブック【保管施設用地】〔2013 年（平成25年11月）〕
発行：ちきりアイランド まちづくり会（大阪府港湾局、岸和田市、（公財）大阪府都市整備推進センター）
- ④岸和田丘陵地区のまちづくりを楽しむヒント集〔2014 年（平成26年7月）〕
発行：岸和田丘陵地区まちづくり協議会
- ⑤『都市・まち育ての契り』まちを育てる行動指針〔2015 年（平成27年12月）〕
発行：岸和田市丘陵都市区画整理組合
- ⑥ちきりアイランド工場建設ハンドブック【第2期製造業用地】〔2015 年（平成27年4月）〕
発行：ちきりアイランド まちづくり会（大阪府港湾局、岸和田市、（公財）大阪府都市整備推進センター）



2. 表彰および啓発事業

(1) 国土交通省所管「手づくり郷土賞」

地域の魅力や個性を創出している良質な社会資本及びそれと関わりを持つ優れた地域活動を一体の成果として発掘し、好事例として広く紹介することにより、

各地で个性的で魅力ある郷土づくりに向けた取組が一層推進されることを目的として、地域の魅力や個性を創出している良質な社会資本及びそれと関わりを持つ優れた地域活動を一体の成果として発掘し、好事例を国土交通大臣が表彰する「手づくり郷土賞」が昭和 61 年度に創設されており、平成 28 年度までに 31 回開催しています。

昭和 61 年度 古城川緑道



河川埋め立て地を利用し、せせらぎを再生。
地域住民の憩いの場を創出。

昭和 62 年度 岸和田駅前通り



市民の買い物の場。機能的で親しまれる商店街創り。
アーケードにも工夫が。
高さ 10m 近くある日本一のアーケード。

平成 2 年度 阿間河滝の坂道



急な坂道沿いに石垣が築かれ、道に面して階段状に門長屋が整然と配置され、伝統様式で建てられた家屋が並んでいる。伝統を現代に継承するという信念から、地域住民自ら保全・管理に努めている。

平成 6 年度 紀州街道



歴史のある紀州街道の周辺景観やゆとりに配慮し、路面の美装化をはじめ、案内板、道標の設置、電柱の移設などの修景整備を行ったものである。

(出典：国土交通省HP)

(2) 岸和田市都市景観賞

市民のみなさんに「岸和田市のまちなみの魅力」について再発見していただき、これまで以上に市民と行政が協力しあって岸和田市の景観をよりよいものにしていくための礎となることを目的として、岸和田の景観づくりに貢献する建築物・工作物等を表彰する「岸和田市都市景観賞」を平成14年度に創設し、4年に一度開催しています。

1.第1回 景観賞(加守町・岸和田徳洲会病院)



地下に駐車場を設けたことにより、上部空間を広大な緑地とし、市民に開放している点が高く評価される。また、圧迫感のない配色で、質感のある清楚なデザインが優れている。

2.第1回 奨励賞(大町・テザック久米田・商業ビル)



広告看板等が華美になりがちな店舗建物でありながら、建築との調和を図った広告物に工夫がみられ、好感が持たれる。

3.第1回 奨励賞(岸城町・岸和田市営自転車置場)



蛸地蔵駅前の古いまちなみに新築された自転車置き場であるが、新しい建築素材を使いながらもまちなみに配慮し、うまく調和させている。

4.第2回景観賞(池尻町・久米田池交流資料館)



木造2階建ての建築物は、遠景・近景ともに配慮され、周辺の久米田池および久米田寺等の自然・歴史景観と背面の開発住宅の新旧双方に調和したものとなっている。

5.第2回景観賞(本町・小山梅花堂)



新築3階建てでありながら各所に伝統的デザインを配し、周辺景観を保全・維持するとともに、新たなアイストップとしての役割を果たしている。

6.第2回奨励賞(八坂町・杉乃木保育園)



新しい景観づくりの取り組みとして、優しさを感じさせる木製素材や外構の各所には子どもたちの参加がうかがえるデザインがされている。

岸和田市都市景観賞

7.第2回特別賞(五軒屋町および北町かじやまち)



商店街沿道において複数の建築物について同一の事業者・設計者によって建築され、『かじやまち』としてまちなみを形成しており、良好な都市景観を形成しつつある。

8.第3回 景観賞(土生滝町会館)



ガラスを使った壁面や銅板葺きの切妻屋根など現代風の素材を使いながら周辺の田園風景に調和したデザインとなっている。また、交差点の一角という通行者の視点が集中しやすい場所において、町会館として町を代表する色でもある法被の色を壁に採用し、木製の縦格子など、意匠にも工夫を凝らしている。

9.第3回 景観賞(上松町・岸和田市消防本部)



大規模建築物は圧迫感を与えがちだが、道路側から建物をセットバックさせ、縦格子を活用することですっきりした印象を与えている。また、景観を阻害する駐車場や駐輪場を目立たない場所に配置し、都市景観に配慮された建築物である。

10.第3回 奨励賞(額原町・長屋門)



周辺に点在する長屋門のイメージを残し現代風にアレンジした門で、歴史的なまちなみを髣髴とさせる造りである。

11.第3回 特別賞(宮本町・西田クリニック)



建築物自体は古いですが、洋館風に改装されたことでより華やかなものとなり、周辺のまちなみに調和している。また、一時間に一度、からくり時計がだんじり囃子を奏で、アーケードに描かれているだんじりと共に、駅前の賑わいの演出に一役買っている。

12.第3回 特別賞(下松町・ときわ公園)



都市防災の機能を備えた公園施設であり、歩道と公園の境をなくし、赤いベンチがアクセントとなって通行人の視線を集めつつ、利用者にオープンな印象を与えている。隣接する低層住宅の家なみと一体となって良好な景観を形成している。

岸和田市都市景観賞

13.第 3 回特別賞(八幡町・ルイシャトレ岸和田春木)



外構部分を含めた植栽に努力しており、周辺を歩けば四季に応じた花を楽しむことが出来、手入れも行き届いている。

15.第 4 回 景観賞(池尻町・八木市民センター)



前面の水路沿いの桜並木に対し、外部からも建物内部からも見え方に配慮しながら調和をはかり、まちなみとしての景観をつくりあげている。また、建築物自体としても並木沿いのファサードはきれいな曲線を用い、地域の拠点として趣のある建物に仕上がっている。

17.第 4 回 特別賞(岸の丘町・道の駅愛彩ランド)



敷地全体としては、まとまりがあり、調整池の手前から建物全体を見上げる山稜を背景とした景観は素晴らしい。ただ、幹線道路側からの眺めや敷地内での景観に変化を付けられれば、より素晴らしいものとなったと思われる。たくさんの人を集め、心の安らぎを与える等、人を惹き付ける魅力があるという点を踏まえると、賑わいの景観をうまく創出した施設である。

14.第 4 回 景観賞(下野町・個人住宅)



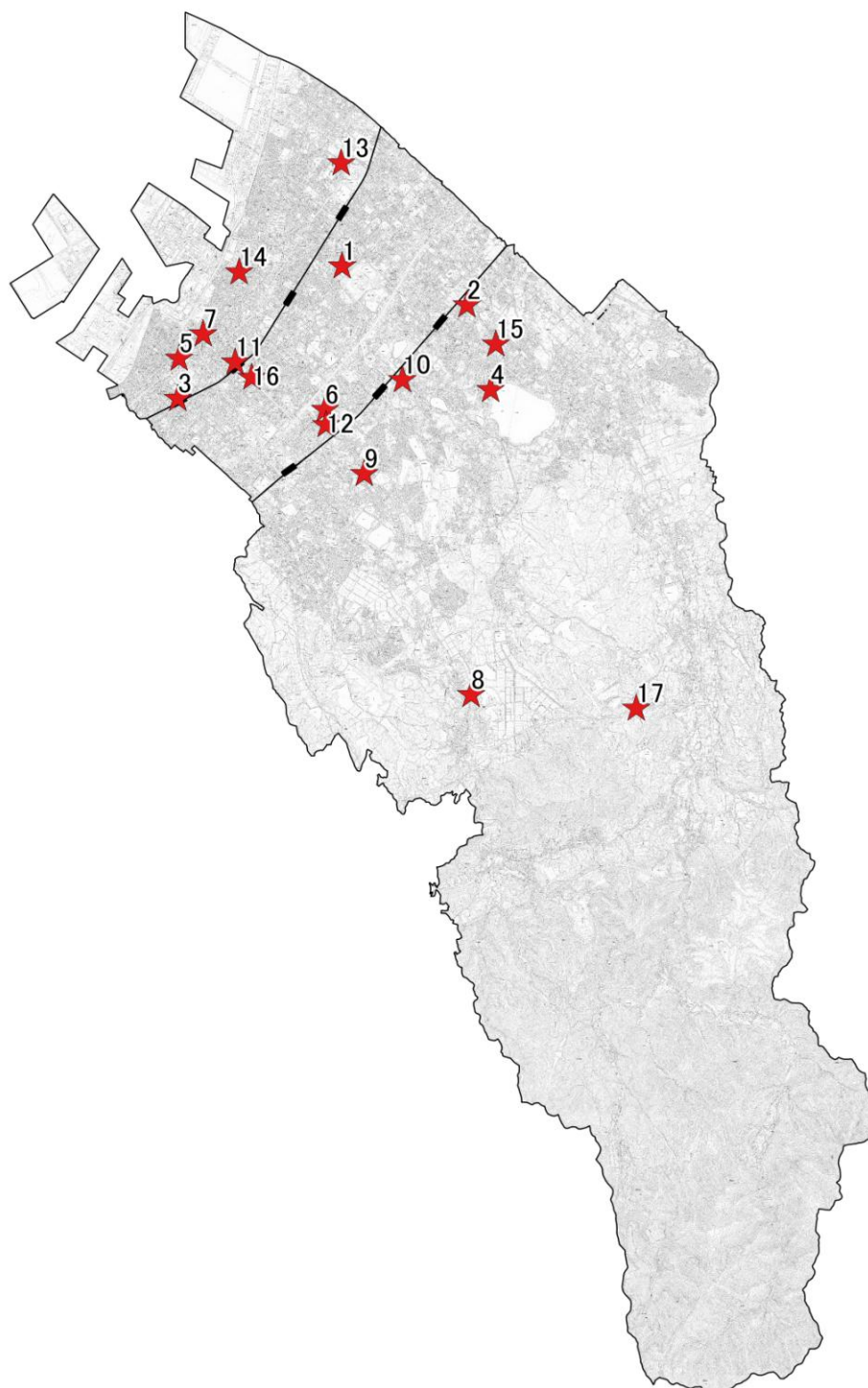
紀州街道の歴史的なまちなみの特性を踏襲し、かつリードする歴史的意匠のデザインに優れた建築物である。

16.第 4 回 奨励賞(野田町・なかで耳鼻咽喉科)



正面の植栽配置や建物形状に工夫され、近景、遠景ともにスッキリとした優しい印象の現代的デザインであり、また機器類を見えにくくするなど細やかな配慮がなされている。

岸和田市都市景観賞 対象物件 位置図



- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| 1.第1回 景観賞(加守町・岸和田徳洲会病院) | 12.第3回 特別賞(下松町・ときわ公園) |
| 2.第1回 奨励賞(大町・テザック久米田・商業ビル) | 13.第3回特別賞(八幡町・ルイシャトレ岸和田春木) |
| 3.第1回 奨励賞(南町・岸和田市営自転車置場) | 14.第4回 景観賞(下野町・個人住宅) |
| 4.第2回景観賞(池尻町・久米田池交流資料館) | 15.第4回 景観賞(池尻町・八木市民センター) |
| 5.第2回景観賞(本町・小山梅花堂) | 16.第4回 奨励賞(野田町・なかで耳鼻咽喉科) |
| 6.第2回奨励賞(八坂町・杉乃木保育園) | 17.第4回 特別賞(岸の丘町・道の駅愛彩ランド) |
| 7.第2回特別賞(五軒屋町および北町かじやまち) | |
| 8.第3回 景観賞(土生滝町会館) | |
| 9.第3回 景観賞(上松町・岸和田市消防本部) | |
| 10.第3回 奨励賞(額原町・長屋門) | |
| 11.第3回 特別賞(宮本町・西田クリニック) | |

(3) ここに残る景観資源発掘プロジェクト

本市域内において景観形成に寄与する景観資源を発掘・蓄積・共有し、発掘した資源の中から特に優れているものを『ここに残る景観資源』として指定することで、景観に関する市民意識の高揚を図り、ひいてはより良好な景観形成に寄与することを目的として、平成24年度より実施しています。

①ここに残る樹木

1.中央小学校のエノキ



背後にある歴史を感じさせる校舎とよく調和している。学校のシンボルツリーとして多くの卒業生のここに残る樹木である。これからも在学生のシンボルとなってもらえるように、のびのびと繁ってもらいたい。

2.二の丸公園 マツ



岸和田城に隣接し、歴史的なまちなみと調和するマツ林である。近年芝生化され、訪れる人の一層の憩いの場所となっている。親から子へ思い出が語り継がれるマツ林である。

3.岸和田城堀端の桜並木



ランドマークである岸和田城と、堀端の桜並木が作り出す景観は、岸和田市の象徴であり、城周辺の良好な景観をリードしている。開花時期には、「お城祭り」が催され、出店と花見を楽しむ多くの人々で賑わう。

4.上町の楠



高くそびえるこの楠は、個人の住宅地内にありながら、20メートルを超える高さがあり、道路からもよく見える。樹木の成長に合わせて、建築物の庇を削るなど、お住まいの方の心配りがうかがえる。周辺地域の良好な住宅地の景観を特徴づける樹木として価値を有している。

5.中央公園のモミジバフウ



応募写真は紅葉の時期のものだが、冬の葉のない姿も、新緑の季節も楽しむことができる。公園内の並木であり、地域のシンボルになるというものではないが、中央公園の一部として岸和田の景観を形作っている。

6.中央公園のポプラ並木



中央公園の外周には、隣接する住宅地の道路との境界に、ポプラが一直線に立ち並んでいる。全体として統一された樹容は目を引き、公園内で散歩やジョギング、そしてグラウンドゴルフを楽しむ人々をはじめ、多くの市民に広く親しまれている。

(3) ここに残る景観資源発掘プロジェクト

①ここに残る樹木

7.吉井町のエノキ



樹高は15メートル、幹回りは4メートル近くあり、応募者のエピソードにもあるように、見る者を圧倒するような迫力がある。根元にある石塚とそばを流れる天の川とともにこの地域のシンボルとなる樹木である。

8.西向寺のいぶき



幹のダイナミックなうねりと、いぶきとしては、たぐい稀な大きさに、生命力と迫力を感じた。また、巨木の枝を支える支柱も鋼製で組み立てられており、樹木の維持管理に所有者の配慮がうかがえる。毎年いぶきを囲んで盆踊りが行われ、岸和田の民俗文化を支えるとともに、本堂などの境内の建築物とあわせて岸和田の歴史的・文化的な景観を創出している。

9.流木墓園の桜並木



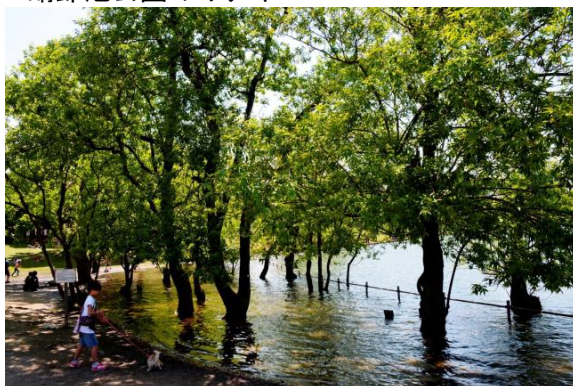
流木墓園の桜並木は誰もが自由に通り抜けることができ、春には豊かな桜のトンネルをつくる。開花時期にはカメラを片手にたくさんの人が花見を楽しんでいる。また季節を問わず、桜並木は先祖の墓参りに訪れる多くの人の心に残り、世代を超えて岸和田市民に親しまれ愛されている。普段は鎮魂の場として、また桜の開花時は行楽の人々でにぎわう深く市民生活に溶け込んだ景観である。

10.奥家の棕



葉が茂り苔が生えていて、より迫力があつた。阿間河滝町は岸和田の中でも、古くから石垣が連なる特徴のある町並みを形成しており、棕の大木が旧家の門前に堂々と枝を伸ばす姿は、岸和田の歴史的・文化的な景観を特徴づけている。

11.蜻蛉池公園のヤナギ



ヤナギの木陰では人々が憩う光景が見られ、市民生活の中で親しまれ愛されている水辺の景観となっている。またヤナギ付近では水鳥が泳ぐ光景が見られるなど、おだやかな自然を感じる樹木景観である。

12.蜻蛉池公園のメタセコイア



応募された写真は公園の高台から撮られたものだが、近くから見ても周辺の樹木とよく調和している。公園内の樹木で、地域のシンボルとなるものではないが、蜻蛉池公園の一部として岸和田の景観を形作っている。

(3) ここに残る景観資源発掘プロジェクト

①ここに残る樹木

13. 積川神社の棕と楠



積川神社は 1500 年以上の昔、崇神天皇の時代に創立されたと伝わり、本殿は文化財保護法による重要文化財に指定されている。また前面は旧牛滝街道であり、鳥居を挟んでそびえる棕と楠は、神社の厳かな景観を形成し、多くの市民の目に触れる。また、積川神社は近隣住民にとっては 10 月祭礼などで馴染み深く、棕と楠もふるさとの原風景となっている。

14. 大沢神社の杉



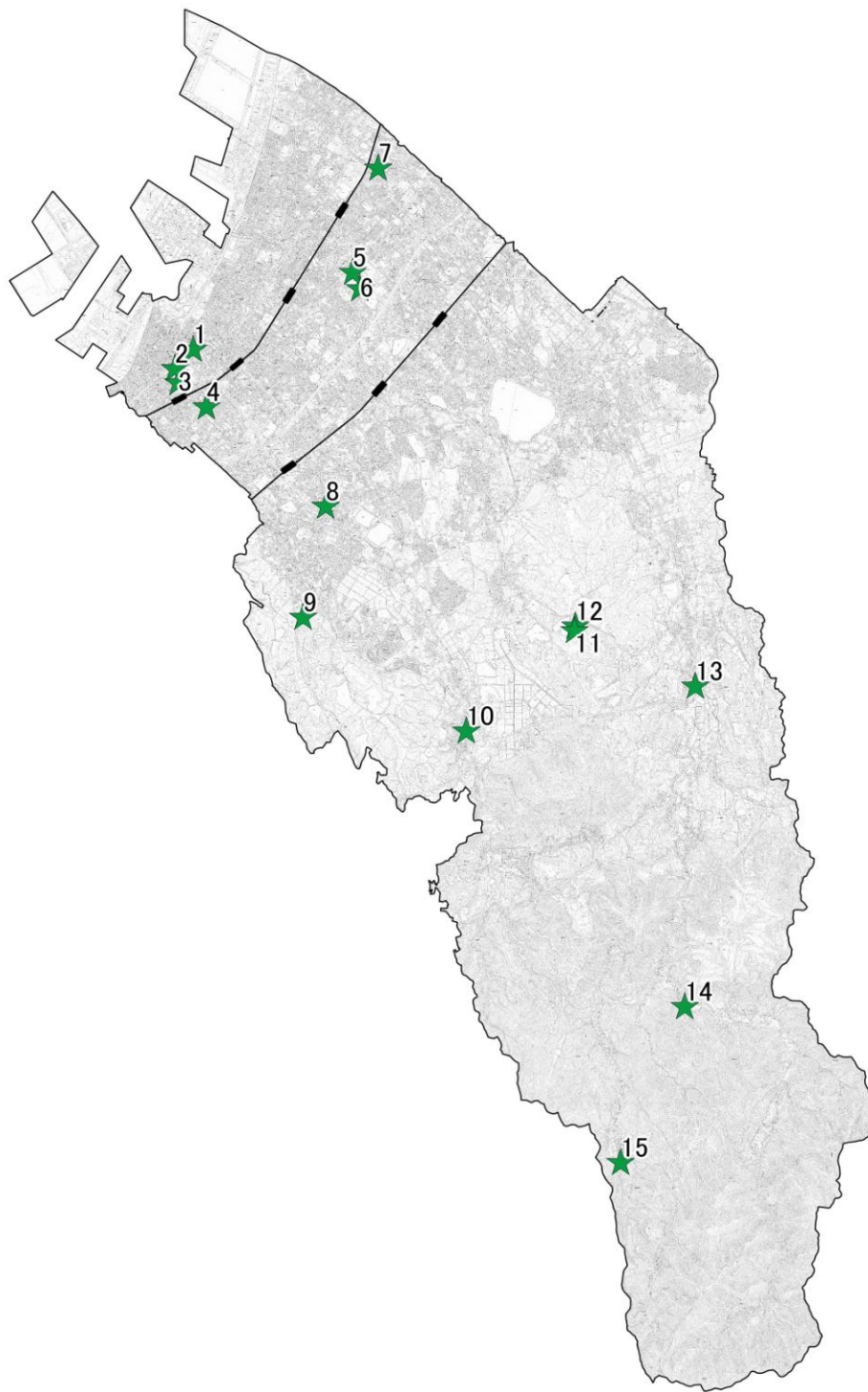
太くまっすぐな樹の幹は境内の奥まったところにあり、外の道路から簡単には見ることが出来ないが、鳥居をくぐり、奥の扉を開けると、祠を囲むように3本の杉の巨木がそびえたつ。大沢神社の杉は近隣住民が大切に守ってきたものであり、岸和田の歴史を考える上でも重要な鎮守の森の景観である。

15. 塔原町・サクラ



背景には和泉葛城山があり、山の景観と調和しつつもサクラが咲く季節には山の緑との素晴らしい対比を創り出している。周辺には電線などもなく、自然景観を阻害する要因も少ない。また、周辺には農の景観が広がっており、春だけではなく夏の葉桜、秋の紅葉など周囲の里山風景を美しく演出している樹木である。

岸和田市ここに残る景観資源（樹木）位置図



1. 中央小学校のエノキ
2. 二の丸公園 マツ
3. 岸和田城堀端の桜並木
4. 上町の楠
5. 中央公園のモミジバフウ

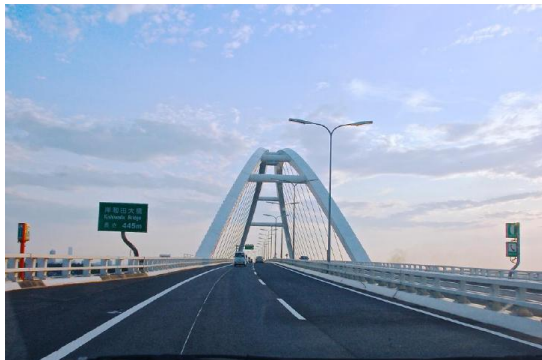
6. 中央公園のポプラ並木
7. 吉井町のエノキ
8. 西向寺のいぶき
9. 流木墓園の桜並木
10. 奥家の棕

11. 蜻蛉池公園のヤナギ
12. 蜻蛉池公園のメタセコイア
13. 積川神社の棕と楠
14. 大沢神社の杉
15. 塔原町・サクラ

(3) ここに残る景観資源発掘プロジェクト

②ここに残るみち

1.岸和田大橋(阪神高速湾岸線)



岸和田バイサイドモールから海側を眺めると全長 455mの本アーチ橋の雄大な姿があり、エピソードに山手側の高台からも臨むことができるとあるように岸和田のウォーターフロントを印象付けるランドマークといえる。また、応募者の「市民が外出し車で帰ってくるとき、あるいは海外からのお客様を含め、岸和田を訪れる方がここを通る時、出迎えてくれるような岸和田のシンボルゲート」というコメントは印象深く感じた。

2.岸和田港を臨むみち



江戸時代には、既に海運で栄えたとの記録が残る岸和田港も、岸和田旧港再開発、阪神高速湾岸線事業によって、現在では様相を新たにしているが、この海沿いの道にはガス燈を模した街路灯や岸和田港が栄えた時代を象徴する「錨のモニュメント」、そして、今も係留された舟を間近で見ることができ、潮の香りが漂うなか、この辺りをそぞろ歩きながら眺める夕日もとても美しく、海辺のここに残る景観が広がっている。

3.堺町だんじり小屋横



エピソードに子供の時に通った路地で今でもだんじり見物の時に使っているとあるようにすぐ横に堺町のだんじり小屋、その先にはだんじり曳行を見ることができる。応募者にとってここに残る「みち景観」であるとともにこの路地から見えるだんじり祭りはすばらしいみち景観をつくり出している。

4.お寺の道(本町紀州街道)



江戸時代より、「城下町・岸和田」の商業の中心地として栄えた紀州街道にあたり、写真にあるお寺のほか、本瓦葺き・つし二階・出格子に代表される町家型住宅が連続して立地し、岸和田の歴史と文化を色濃く感じさせるみちとなっている。

5.南町のみち(紀州街道)



旧岸和田町の一部で、岸和田城下の一番南に位置することによって由来する南町にあって商業の中心地として栄えた紀州街道には、蛸地藏伝説を今に語り継ぐ天性寺参道の石灯籠やつし二階、出格子のある町家型住宅も散見され、岸和田の歴史・文化を今に伝えるみちとなっている。

6.春を待つ岸和田城の桜道



桜並木に彩られた堀端のみちは再整備のうえ、新たな城の写真撮影スポットも創出され、たくさんの観光客や市民が来訪する岸和田のシンボル「岸和田城の景観」を支える重要な要素となっている。

(3) ここに残る景観資源発掘プロジェクト

②ここに残るみち

7.春木川遊歩道(兵主神社横)



国の重要文化財である兵主神社の横を流れる春木川、その両岸に遊歩道が整備され、神社社叢と擬木柵が施された春木川の間を縫うように続き、そのすぐ先には緑豊かな中央公園が広がっている。インターロッキング舗装が施されたこの水辺の遊歩道は、中央公園へ散策に訪れる人々を誘う健康ロードとしても利用されている。

8.久米田寺へ続くみち



光明塚古墳(市史跡)の脇を通り過ぎたところから久米田寺へと誘う路地は、ゆるやかにカーブを描きながら数十メートル続く。その両側には瓦葺の白い塀が流れるように連なり、塀越しには久米田寺の黒い雄大な大屋根が現れる。静寂と和風情緒に包まれ、文化財の集積する本エリアにあって、不思議で趣のある景観が演出されている。

9.久米田池遊歩道(平成26年度指定分)



水面面積45.6haの雄大な久米田池(府史跡名勝)の周囲に設けられた遊歩道は桜並木や久米田寺(府史跡)とも相まって親水空間へたくさんの人々を誘っている。現地調査では猛暑にもかかわらず数人の方がジョギングを楽しむ姿が見られ、市民に親しまれている景観資源といえる。

10.久米田池遊歩道(平成27年度指定分)



「世界かんがい施設遺産」に指定され改めて歴史的価値が評価された雄大な久米田池は、桜並木や久米田寺などの自然に恵まれた文化的な価値の高い景観を有している。また、周囲の整備された久米田池遊歩道は、桜祭りや秋祭りの時期をはじめ、ウォーキングやジョギングを楽しむ多くの市民に利用され、親しまれる景観資源である。

11.東ヶ丘町グリーンベルトロード・花絨毯



写真は桜の咲く春の時期であるが、現地調査では緑の葉をつけた桜等が連なっており、日常管理も良くされていた。地域の財産として地元住民が大切に、花の咲く春を楽しみにして待っている姿が容易に想像された。並木の前の路上駐車にもお互いに気を付ければ一層すばらしい地域の誇りとなる景観といえる。

12.流木墓園桜並木みち



ここに残る樹木として景観資源に指定した流木墓園の桜並木は、春には満開の桜のトンネルがカメラを持った多くの人々を楽しませている。墓参りに訪れる人々の故人との思い出や家族で行楽に訪れた時の記憶など様々な思いの詰まったこの桜並木みちはここに残るみち景観資源でもある。

(3) ここに残る景観資源発掘プロジェクト

②ここに残るみち

13.阿間河滝の阿弥陀寺への参道



道の沿道を焼杉板の建物壁面と2～3mの石垣に支えられた瓦葺の漆喰塀の間を縫う歴史的な情緒あふれる阿弥陀寺への参道は、古い家並みの残る阿間河滝町にあり、ここを訪れる人々の興味を引く景観が映し出されている。

14.包近楠本神社もも花参道



楠本神社の参道となるこの道沿いには桃畑が連なり、灯籠横の桜が存在感を示し、両者が融合したまったりとした空間を形成しており、その先にある社寺林へと続くほのぼのとしたみち景観である。

15.福田町のまちなみ



福田町の集落には石垣積みの上に築かれた塀や焼杉板や漆喰を施した門長屋など古い伝統的な様式の家屋が多数受け継がれており、歴史街道を思わせるような趣のある坂道の景観が形成されている。

16.牛滝街道(積川町)



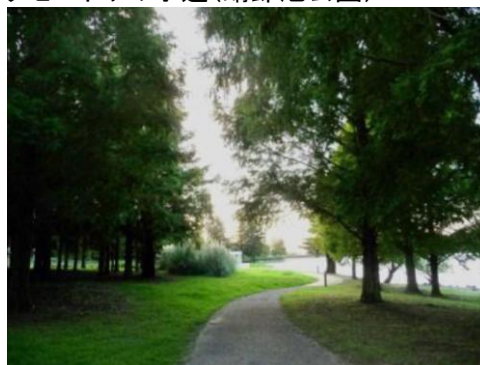
歴史の道・牛滝街道沿いの積川町集落のなかに旧造り酒屋の酒蔵や主屋が建ち並ぶ情緒あふれる閑静なまち並みそして脇を流れる水路や土壁の塀が、より一層の風情を増しており、とても魅力的な景観を形成している。

17.バラの小道(蜻蛉池公園)



本市の花である「バラ」が多く植えられた「蜻蛉池公園のバラ園」は、地域のシンボルにもなり、特に春・秋シーズンには、多くの人々が訪れる。バラの香りが漂うなか、バラのアーチをくぐると、道沿いにバラを配した先の池岸には、ガセボ(西洋風あずまや)があり、そして、白鳥の泳ぐ大池の風景が広がっている。

18.メタセコイヤの小道(蜻蛉池公園)



ここに残る樹木として景観資源に指定したメタセコイヤは、大池までの園路に配置され、春夏には緑陰を秋には鮮やかな紅葉を、そして冬には落葉した幹枝が空に向かって伸びる雄大な樹形をくっきりと表わし、訪れる多くの方々に魅了する景観が形成されている。

(3) ここに残る景観資源発掘プロジェクト

②ここに残るみち

19.相川ほたる遊歩道



津田川沿いに設けられた遊歩道となっており、少し進めば棚田の風景が広がり、のどかな空間が形成されている。また、6月の蛍の飛び交う時期には多くの人が訪れ、一層魅力ある景観が創出されている。

20.牛滝いよやかの郷散策道



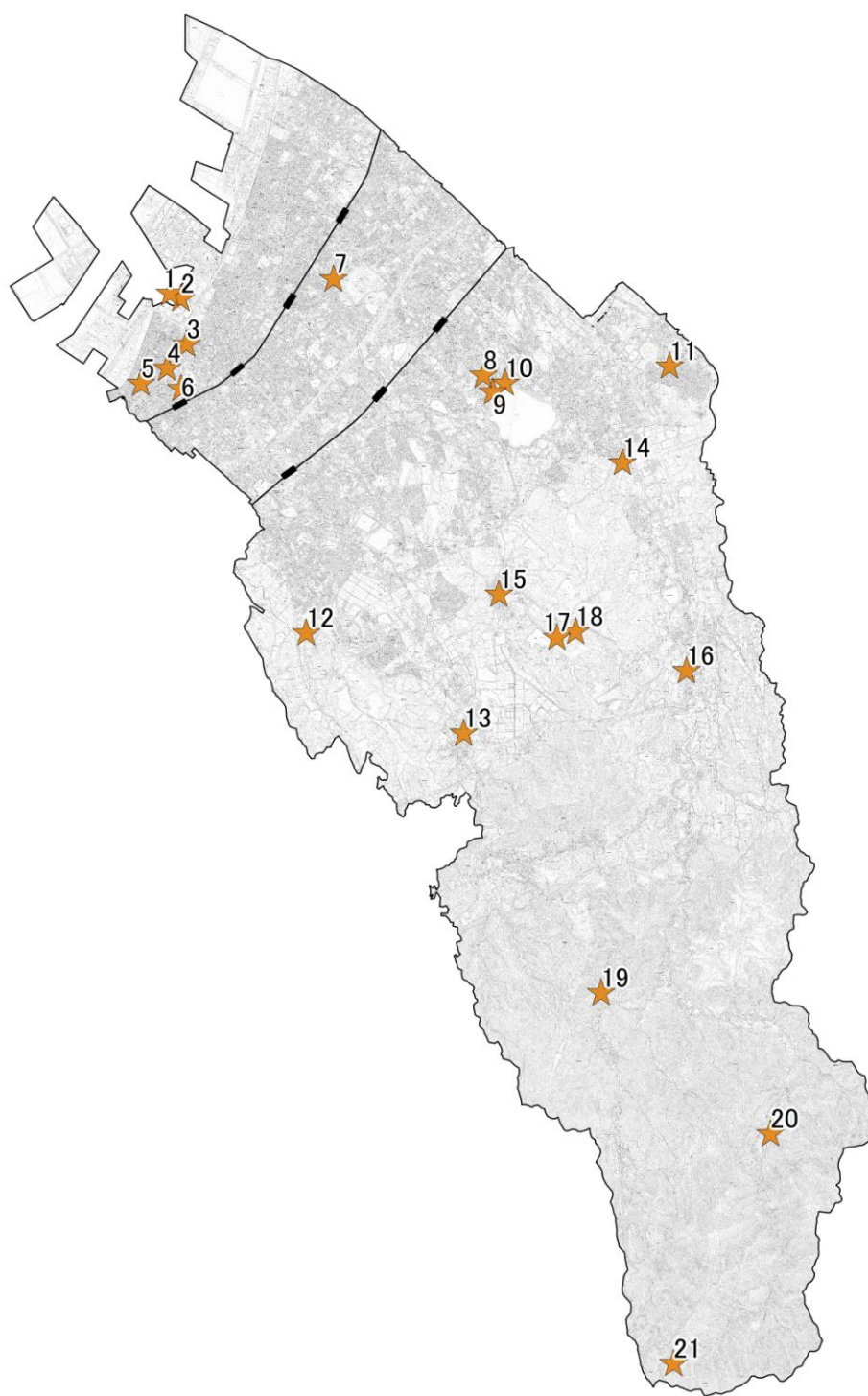
国の重要文化財である大威徳寺多宝塔のすぐ横の滝から流れ出す牛滝川最上流部にあたる水と緑豊かな溪流の「ふるさと砂防事業」により川沿いに散策路が整備されている。右岸にはスギなどが繁茂する山の風景があり、左岸には桜や紅葉をはじめ四季の移ろいを感じさせる樹木に囲まれた「いよやかの郷」の温浴施設が隣接している。また、ここから臨む風景や鳥の鳴き声そしてエピソードにある温浴施設など視覚だけでなく、聴覚や知覚にもやさしく働きかける癒しが体感できる景観が繰り広げられている。

21.和泉葛城山登山道



この登山道を進む時、鳥のさえずりや緑の木立など豊かな自然を享受でき、ゴミも一切落ちておらず地域の人々の愛着を感じられた。特に山頂に近い北側斜面には国の天然記念物に指定されたブナ林が広がりその中を縫うようにボードウォークも整備されている。木々を傷めないよう配慮されたこのみちは、こうした貴重な景観へと誘っている。

岸和田市ここに残る景観資源（みち）位置図



- 1.岸和田大橋（阪神高速湾岸線）
- 2.岸和田港を臨むみち
- 3.堺町だんじり小屋横
- 4.お寺の道（本町紀州街道）
- 5.南町のみち（紀州街道）
- 6.春を待つ岸和田城の桜道
- 7.春木川遊歩道（兵主神社横）

- 8.久米田寺へ続くみち
- 9.久米田池遊歩道（平成 26 年度指定分）
- 10.久米田池遊歩道（平成 27 年度指定分）
- 11.東ヶ丘町グリーンベルトロード・花絨毯
- 12.流木墓園桜並木みち
- 13.阿間河滝の阿弥陀寺への参道
- 14.包近楠本神社もも花参道

- 15.福田町のまちなみ
- 16.牛滝街道（積川町）
- 17.バラの小道（蜻蛉池公園）
- 18.メタセコイヤの小道（蜻蛉池公園）
- 19.相川ほたる遊歩道
- 20.牛滝いよやかの郷散策道
- 21.和泉葛城山登山道

(3) ここに残る景観資源発掘プロジェクト

③ここに残る水辺

1. 岸和田城水辺



岸和田城堀端の水辺は、400年以上続く城下町の歴史の風情が感じられるスポットとして市民に親しまれている。まさに岸和田らしさを象徴する水辺である。また、現在は空にそびえる天守と苔むした石垣、周囲の桜や紅葉に彩られ、堀の四周どこからでも地域の魅力が効果的に伝わっており、今後も地域固有の魅力を感じさせる市民の誇りであってほしい水辺である。

2. 久米田池の幻想的なハーモニー



久米田池は空と池の色彩が調和しており、幻想的な早朝の光景が非常に美しい。また珍しい野鳥の飛来や、ヘラ鮒漁を行なう生活景観など、四季折々の趣がある水辺である。冬には水が抜かれた池底に多くの野鳥が見られ鳥の国際空港といえる光景であった。また桜が楽しめる箇所や水生生物が見やすい場所などの視点場が設けられており、カメラマンが超望遠レンズを構えていたり、散策やジョギングを楽しむ姿も見られた。また、維持管理を市民ボランティアが千人規模で行うなど市民に愛されている。今後も市民の力で地域固有の魅力を持続させてほしい水辺である。

3. 蜻蛉池公園大池の水鏡



蜻蛉池公園内の大池周辺は、夏はさつきの花や新緑、冬は落葉した樹木や透き通るような美しい光など四季折々の自然を手軽に感じることができる水辺である。良く手入れ整備された樹木や花々、秋に飛来する水鳥が季節ごとの魅力的な表情を作り出しており、市民に愛される水辺となっていると感じられた。今後も、豊かな自然が身近に感じられる場所としてどなたにも観ていただきたい水辺である。

4. 積川町 水路のある古の町並み



積川町にあるこの水路は、周辺の旧家の町並みと一体的な景観を形成しており歴史の風情を感じさせる水辺である。ゴミひとつなく良好に維持管理がなされていることから、この水路は地域住民にとって心を癒す水辺として親しまれているように思えた。現在まで農業用水路として、地域の人々に大切に守られ続けている。美しいまちなみと共に将来に継承すべき水辺である。

(3) ころに残る景観資源発掘プロジェクト

③ころに残る水辺

5.意賀美神社横 雨降りの滝



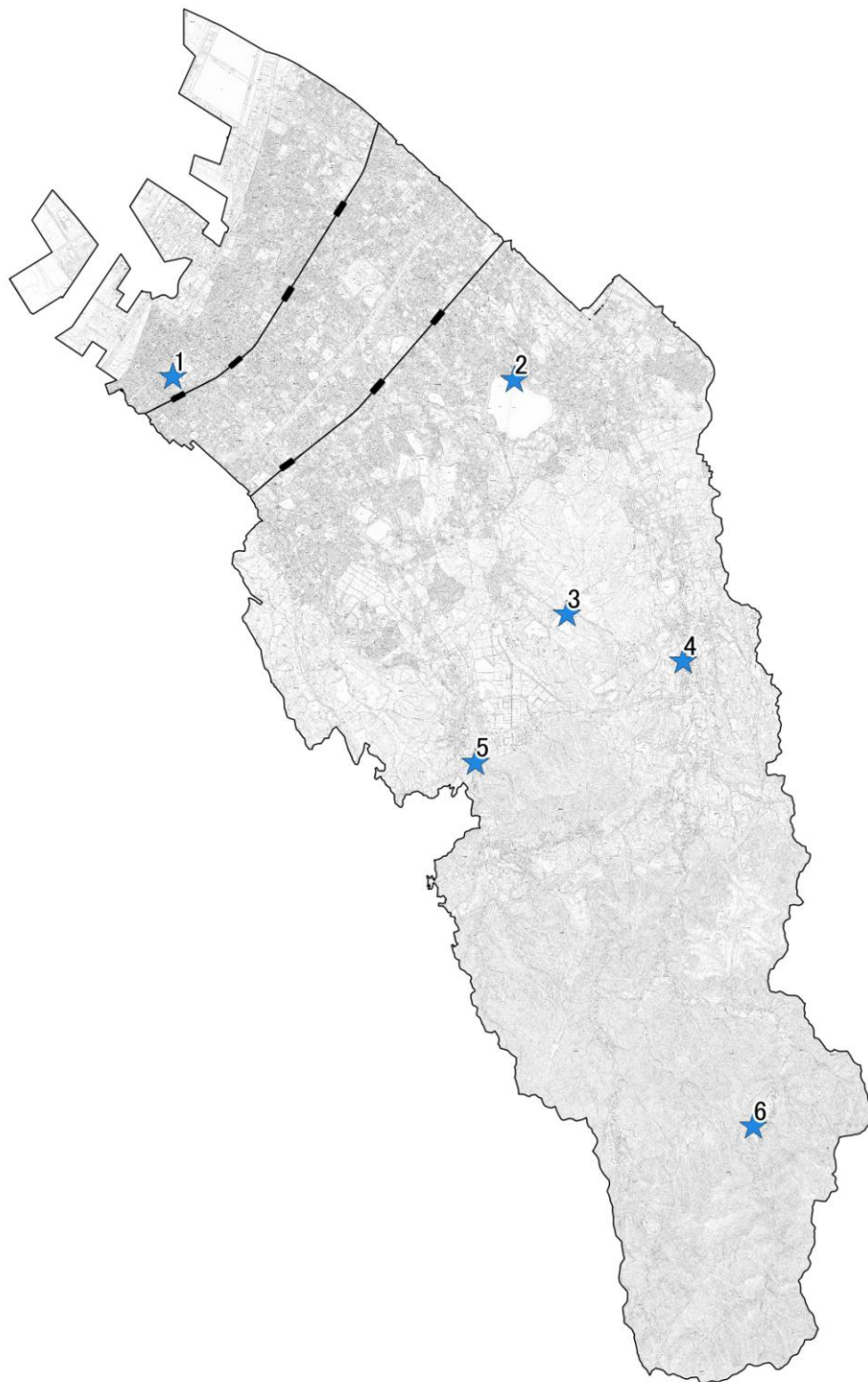
雨乞いの神として地域の人々に信仰されてきた意賀美神社の雨降りの滝は、深緑の中で見ると大変神々しく、歴史の風情と豊かな生態系を感じさせる水辺である。意賀美神社の境内は、夏でもひんやりとしており、日常から隔離された別世界のようにであった。人の手がほとんど入らない自然のままの滝は地域固有の魅力を効果的に伝えており、今後も多くの人に知ってもらいたい水辺である。

6.大沢町 サギも降り立つ棚田



周囲の山々の表情の移り変わりや稲作などを通じ、四季折々の趣を感じさせる水辺である。現地を訪れた際には、田に水は無かったが、水が張られた棚田の美しさは想像に難くなかった。また、地域を訪れる観光客にも親しまれていると感じられた。地形を活かした棚田は、地域固有のふるさと感じさせる魅力が効果的に伝わる風景を形成しており、今後もこの和む水辺であってほしい。

岸和田市ここに残る景観資源（水辺）位置図



1. 岸和田城水辺
2. 久米田池の幻想的なハーモニー
3. 蜻蛉池公園大池の水鏡
4. 積川町 水路のある古の町並み
5. 意賀美神社横 雨降りの滝
6. 大沢町 サギも降り立つ棚田

3. 市民意識調査結果

市内にお住まいの 15 歳以上の方を対象に、地域の課題や市が取り組んでいる施策に対する市民意識を調査・分析し、今後の岸和田市のまちづくりの参考資料とするために毎年実施しています。

景観がよく保全されていると感じている市民の割合

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H30 目標
15.6	18.1	18.9	17.6	20.0	17.4	18.4	21.0

自由意見

H23

- ① 公共の公園や各学校周辺の利用経路の透明化をはかってスムーズな景観を造って欲しい。

H24

- ① 良好な景観や住みやすい街づくりの為に要素はたくさんあるが、すべて点としての開発になっている。面としての一体開発をしてもっと市としての“格”を上げるようにすべき。
- ② 自転車放置対策で撤去した時に地面に貼って知らせているが紙であるのですぐになくなっており街の美化に逆行している。又、看板が設置されているが半年以上もそのままになっている所もあり、あまり利用されていない。美観上も良くないので即撤去すべし。地面に貼った撤去通知は頻繁に見廻り紙が無い場合はテープを即はがすこと。市のやっている事はちぐはぐ。放置禁止区域は周知しているので撤去通知はいらない。

H25

- ① 岸和田は、もっと景観の部分で光ってほしいです。
- ② 市の中心部を縦断する春木川の河川工事の歩道はほぼ完成に近いですが、残念ながら、ほぼ中心部の下松駅の北高架橋のトンネルと、額原町のダイヤモンドゴルフ場（久米田池側）歩道との2箇所の工事がストップ状態になっており完成しておりません。地域周辺の人はもちろん、ウォーキング等で久米田池⇄中央公園へ回りたい人等、春木川の河川工事の完成を楽しみにしています。

H26

- ① 本町側だけでなく北町側も古民家の雰囲気持ってくれば紀州街道もかっこよくなると思う。
- ② 近隣の他市と比較すれば公園等緑は多いと思われますが、もっと美しい城下町をアピールして頂けるようにお願いします。
- ③ 今残っている古い建物を店舗として貸したり売ったりする紹介窓口があれば、古い街並みも生き返るのではないのでしょうか。
- ④ 景観計画を策定し、まちづくりに力を入れているようにも見受けられますが、ワークショップ等を開催したボトムアップ的な取り組みが少ないため、末端までその取り組みや政策が理解されていないように思います。

H27

- ① 本市の魅力は歴史を感じさせる景観と海と山とを臨む街並みです。若者が「住みたい」と思う町づくりを。

H28

- ① 岸和田独自の条例を考えるなどクリーンなまち岸和田や住み良いまち岸和田を考えてほしい。
- ② 岸和田には海も山も美しく、自然の良さを感じられる場所もある。派手ではないがそういった部分をもっと強調するといいと思う。
- ③ 農業の担い手がいないのに農村風景を残すことはできない。

4. 自己診断カルテ（大規模建築物）

自己診断カルテ（大規模建築物）

記入例

(1) 共通事項 計画地の周辺にどのような景観の構成要素が点在しているか、その場所にあった景観特性を読み取りどのような配慮をしたか記入してください。

特 性		景 観 形 成 基 準 または 誘 導 基 準	配慮してもらいたい事項	評 価	配 慮 事 項 記 入 欄
A 地 域 特 性	I 自 然 特 性	1. 基本景観区、基本景観軸、景観配慮地区における方針や各地域の特性(自然・社会歴史・ふるさと)を考慮し、建築物等の配置・規模・形態等について、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮する。	●建築物等の配置・規模・形態等について、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮しているか。	◎	・本計画地は、国道 26 号沿道で、春木川周辺地区に位置しており、1 階部分を壁面後退させ、国道 26 号の街路樹と調和した緑化を図り、また、春木川に隣接する敷地についても、緑の連続性に配慮し、緑化を図り、沿道、沿川景観に潤いを与えるよう配置した。
		a. 建築物等の建つ場所の地形や緑の自然特性を活かすよう工夫する。	●良好な緑・水辺等を保全したり、そこへの見通しを考慮した建築物等の造成・配置・形態等に配慮しているか。	◎	・建築物は、単調とならないよう色彩による分節化と高層部の後退、勾配屋根により圧迫感等に配慮した。
		b. 岸和田固有の歴史文化の継承・発展や、新たな文化創出に向け工夫する。	●地形の持つ高低差を建築物等の造成・配置・形態等に活かす工夫しているか。	—	・山なみへの見通しの確保と連続した河川景観に配慮した配置、デザインとした。
	II 社 会 歴 史 特 性	c. 地域固有の景色から受ける安らぎ、原風景について配慮をする。	●歴史的景観資源等に配慮しているか。	◎	・既存林・古木を活かし、中庭を配置するなど建物配置に工夫をしている。
B ま ち な み 特 性	III ふ る さ と 性	d. 地域固有の景色から受ける安らぎ、原風景について配慮をする。	●地域らしさを明確にするため、地域景観の先導をはたすよう工夫しているか。	◎	・春木川緑道からの眺望を考慮し、時間の経過により味わいがでる石材風の外壁と植栽により、落ち着きと潤いを醸し出すよう工夫している。
		e. 境界領域に対して、まちなみの連続性等景観上の配慮を行う。	●人に親しまれつつ、安らぎや懐かしさを持つよう工夫しているか。	◎	・セットバックによる山なみへの見通しの確保と沿道、沿川側への緑化に配慮した。
		f. 建築物等の配置・意匠に工夫する。	●前面道路や周辺建築物の形態等、まちなみが持つスケールに配慮しているか。	◎	・国道 26 号に面する壁面位置は、隣接する建築物と揃え、高さについても配慮した。
	I 美 観 性	g. エッジ、スカイラインに対する配慮をする。	●建築物等の配置・意匠を工夫しているか。	◎	・国道 26 号に面する壁面位置は隣接する建築物と揃えた。ファサードは、石材風の外壁材、凹凸、分節化によるデザインとした。
			●まちかどづくり、屋根等の形態に配慮しているか。	◎	・植樹帯の配置や建築物のセットバック、勾配屋根とすることにより、配慮した。

(2) 建築物の建築等

特 性		景 観 形 成 基 準 または 誘 導 基 準	配慮してもらいたい事項	評 価	配 慮 事 項 記 入 欄
C 建 築 特 性	Ⅰ 機 能 性	4. 暮らしやすさ住みやすさ等に配慮した配置及びデザインを工夫する。	●暮らしやすさ住みやすさに配慮した配置及びデザインを追及しているか。	◎	・春木川や山なみが見えるよう配慮している。また、1階部を後退させオープンスペースを確保している。 ・経年変化を考え、見苦しくならない材料（〇〇、〇〇等）を使用し、配慮している。 ・セットバックや色彩による分節化を図っている。
		5. 時間の経過により味わいが出る工夫をする。	●時間の経過によって味わいが出るよう工夫しているか。	◎	
		6. ヒューマンスケールの造りとなるよう工夫する。	●ヒューマンスケールの造りとなるよう工夫しているか。	—	
		7. 色彩や素材に考慮し、分節などにより威圧感を感じさせない工夫をする。	●威圧感を軽減するような工夫をしているか。	◎	
		e. 地理が分かりやすい構成とする。	●地理が分かりやすい構成としているか。	×	
	Ⅱ 視 覚 性	8. 外壁、屋根、外構等の材質、色彩等について、美観上の配慮をする。	●外壁、屋根、外構等の材質、色彩等について、美観上の配慮をしているか。	◎	・建築物本体に調和した附属施設のデザインや色彩の調和、外構の工夫により配慮した。 ・建築物のセットバックや1階部の後退、植樹帯の設置、外壁材の配慮等により、地域に応じたデザインとなるよう工夫している。
		9. 周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。	●著しく突出した意匠とならないよう配慮しているか。	○	
		f. まちの景観を先導するような役割を果たすデザインを工夫する。	●単に目立てば良いというものではなく、まちの景観を先導するような役割を果たすデザインを工夫しているか。	×	
		g. 四季の変化があっても豊かな表情となるように配慮をする。	●四季の変化があっても豊かな表情となるように配慮しているか。	○	
		Ⅲ 環 境 性	10. 屋上などの活用も考慮し、緑が豊かであるような配慮をする。	●屋上、壁面、駐車場などを利用し、緑豊かとなるよう配慮しているか。	
	11. 道路等の公共空間から眺めることの出来る箇所は、できるだけ生垣等により緑化に努める。		●敷地等の緑化により緑の表情に努めているか。	◎	
	h. 水と緑が豊かであるような配慮をする。		●水と緑が豊かであるような配慮をしているか。	◎	
	i. 環境循環系に配慮をする。		●雨水の大地への浸透や再利用に努めるなど環境循環系に配慮しているか。	◎	
	j. 多種多様な生物の生息が可能な環境づくりのための工夫をする。		●多種多様な生物の生息が可能な環境づくりのための工夫をしているか。	×	
D 付 属 施 設		12. 駐車場、駐輪場、屋外階段、高架水槽などの付属施設は、配置や形態、色彩を工夫し、建築物の意匠と一体的にするなど、周辺との調和に配慮する。		◎	・駐輪場柵は、建物本体と同一のデザインとし、外部から見えないよう配慮した。 ・塔屋についても、建物本体のデザインに調和するよう配慮した。 ・屋外階段を建物本体と同一仕上げとし、一体感に配慮した。 ・屋外階段部に、ルーバーを設け、建物本体と一体となるデザインとし、配慮した。 ・ごみ置場は、植栽により目立ちにくくするとともに、無機質感を軽減させた。
		13. 生垣などの植栽やルーバー等により目立たないよう配慮する。		◎	
		k. 駐車場は、駐車スペースなども利用し、出来る限り緑化に努め、周辺と調和するよう配慮する。特に、出入口付近は、植栽や花壇を設け、また、周囲にフェンス等の付帯施設を設置する場合は意匠に配慮する。		◎	
		l. 立体駐車場については、壁面緑化やルーバー等により、無機質感や圧迫感を軽減し、建物本体や周辺と調和するよう配慮する。		◎	
		E 付 帯 設 備		14. クーラーの室外機、給排水管、ダクトなどの屋外付帯設備は、道路等の公共空地から目立たないように配慮する。	
15. バルコニーなどは、景観を損なうものが直接見えにくい構造・意匠とする。				◎	
G そ の 他	Ⅰ 屋 外 広 告 物 等	18. 建物看板などは、材料、大きさ、色彩、設置場所、数量に考慮し、周囲と調和するよう配慮する。		◎	・建築物と一体化しアクセントとなるサインとしている。また、看板は、建築物の色彩と統一化を図り、周囲に配慮した。 ・夜間照明については、過度の光源や点滅とせず、周囲に配慮した。 ・室内と室外の照明により、良好な夜間景観を作り出した。 ・まちかど部分を後退させ、シンボルツリーまたはモニュメントを設置し、ゆとり空間を醸し出している。 ・建築物のデザインに変化を付け、まちかどを印象づけている。 ・周辺との調和を図るため、よう壁を自然石、化粧型枠を用いている。
		o. 照明等は、過剰な光源とならないよう努め、光源の色彩や点滅などは周辺環境に配慮する。		◎	
	Ⅱ そ の 他	19. 交差点、まちかど多くの視線を集める場所に建つ場合には、建築物の意匠に特に配慮する。		◎	
		p. すべての人々が安全かつ快適に利用できるよう、歩車分離など、人へのやさしさと思いやりを考慮し、材質・形態・意匠・配置に配慮する。		—	
		q. 開発行為は、現況の地形をいかし、長大な法面やよう壁が生じないよう配慮する。また、法面やよう壁は、緑化や形態による修景等により、周辺と調和するよう配慮する。		◎	
		r. 土地の開墾、土石の採取、木竹の伐採については、適度に樹木等を残す、あるいは、必要に応じて植樹に努め、環境及び周辺と調和するよう配慮する。		◎	
H 色 彩		20. 地域特性を把握し、周辺のまちなみや自然環境との調和を考慮した色彩を基本とする。		◎	・カラーフレーム【a】から低彩度で目立たないN6の色彩を採用した。 ・一部アクセントカラーを使用したか、外壁各面で5パーセントの使用の留め、周囲の景観を妨げないよう配慮した。
		21. 外壁については、落ち着きを感じられ、水や緑などの存在や周辺のまちなみ景観を妨げないよう色彩基準により配慮する。		◎	
その他 配慮した事項		・1階部の店舗のシャッターは、パイプシャッターとし内部が見えるよう工夫した。 ・樹木の樹種は、周辺の状況と成長することを視野に入れ選定している。			

☆16・17・m・nの基準は工作物用自己診断カルテに記載。

＊ 評 価 ◎：十分配慮した ○：配慮した ×：配慮できなかった —：非該当

★ 誘導基準1～21は景観形成基準のため必ず評価してください。【◎・○】の場合はその配慮した内容も記入して下さい★

4. 自己診断カルテ（工作物）

自己診断カルテ（工作物）

記入例

	基本景観区	基本景観軸	景観配慮地区
該当する景観区等を記入	(臨海)	(大阪臨海線)(——)	(——)

(1) 共通事項 計画地の周辺にどのような景観の構成要素が点在しているか、その場所にあった景観特性を読み取り、どのような配慮をしたか、記入してください。

特 性	景 観 形 成 基 準 または 誘 導 基 準	配 慮 し て も ら い た い 事 項	評 価	配 慮 事 項 記 入 欄
A 地 域 特 性	1.基本景観区、基本景観軸、景観配慮地区における方針や各地域の特性(自然・社会歴史・ふるさと)に考慮し、建築物等の配置・規模・形態等について、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮する。	●建築物等の配置・規模・形態等について、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮しているか。	◎	・本計画地は、海と大阪臨海線に挟まれたところに位置していることから、海への眺望と周辺環境について考慮し、特に、配置、色彩、緑化について配置している。
	a. 建築物等の建つ場所の地形や緑の自然特性を活かすよう工夫する。	●良好な緑・水辺等を保全したり、そこへの見通しを考慮した建築物等の造成・配置・形態等に配慮しているか。	◎	・山から海、海から山への眺望に配慮した形態、配置とした。
	b. 岸和田固有の歴史文化の継承・発展や、新たな文化創出に向け工夫する。	●地形の持つ高低差を建築物等の造成・配置・形態等に活かす工夫しているか。	◎	・単調とならないよう形態・色彩による分節化を図った。
	c. 地域固有の景色から受ける安らぎ、原風景について配慮をする。	●歴史的景観資源等に配慮しているか。	◎	・海辺の風景や沿道景観に考慮し、敷地内の周囲を松などの樹木で緑化を図り工夫した。
B まちなみ特性		●地域らしさを明確にするため、地域景観の先導をいたすよう工夫しているか。	◎	・周辺にできる限りとけ込むようなデザインとし、色彩についても目立たないよう配慮した。また、道路側の敷地は、主に〇〇や〇〇の草花により緑化を図り、潤いを醸し出すよう工夫した。
		●人に親しまれつつ、安らぎや懐かしさを持つよう工夫しているか。	◎	
	2.境界領域に対して、まちなみの連続性等景観上の配慮を行う。	●前面道路や周辺建築物等の形態等、まちなみが持つスケールに配慮しているか。	◎	・主に〇〇で緑化を図ることにより、景観上の配慮を行った。
	3.建築物等の配置・意匠に工夫する。	●建築物等の配置・意匠を工夫しているか。	◎	・できる限り、海山方向の視線に邪魔にならないよう配慮した配置とした。
C まちなみ特性		●エッジ、スカイラインに対する配慮をする。	◎	・できる限り目立たない意匠となるよう分節化を図り、工夫した。
		●まちかどづくり、屋根等の形態に配慮しているか。	◎	

(2) 工作物の築造等

特 性	景 観 形 成 基 準 または 誘 導 基 準	配 慮 し て も ら い た い 事 項	評 価	配 慮 事 項 記 入 欄
F 工 作 物 の 意 匠	16. 周辺景観に調和した意匠、色彩となるよう配慮する。		◎	・まちなみに違和感を与えないよう、できる限り目立たず、また単調すぎることのないよう考慮し、意匠、色彩により分節化を図り、周囲に調和するよう配慮した。
	17. 配管等は見えにくい位置に配置するよう工夫する。		◎	・工作物の設備機器は、工作物内部への収納と〇〇、〇〇により緑化し、隠れるよう工夫した。
	m. 工作物の周辺は、高木等により緑化したり、修景した緩衝帯を設ける等、周辺と調和するよう配慮する。		◎	・色彩は、緑化の色に配慮し、濃い茶色とした。
	n. 長大な壁面等は、壁面緑化や段差、傾斜の設置、仕上げ方法等、意匠の工夫を行い、単調・圧迫感を軽減し、周辺と調和するよう配慮する。		◎	
G その他	I 屋外広告物等	18.建物看板などは、材料、大きさ、色彩、設置場所、数量に考慮し、周囲と調和するよう配慮する。	◎	・工作物に掲げる看板は、周囲のまちなみのスケールに合うよう配慮した。
		o. 照明等は、過剰な光源とならないよう努め、光源の色彩や点滅などは周辺環境に配慮する。	◎	・色彩についても派手過ぎないよう彩度を抑え、周囲からの眺望に考慮した。
	II その他	19.交差点、まちかど多くの視線を集める場所に建つ場合には、建築物の意匠に特に配慮する。	◎	・よう壁については、単調とならないよう植栽することで威圧感を軽減し、周辺と調和するよう配慮した。
		p. すべての人々が安全かつ快適に利用できるよう、歩車分離など、人へのやさしさと思いやりを考慮し、材質・形態・意匠・配置に配慮する。	—	・適度に樹木を残すことで、環境に配慮した。
		q. 開発行為は、現況の地形をいかに、長大な法面やよう壁が生じないよう配慮する。また、法面やよう壁は、緑化や形態による修景等により、周辺と調和するよう配慮する。	—	
H 色 彩		r. 土地の開墾、土石の採取、木竹の伐採は、適度に樹木等を残す、あるいは必要に応じて植樹に努め、環境及び周辺と調和するよう配慮する。	—	
		20.地域の特性を把握し、周辺のまちなみや自然環境との調和を考慮した色彩を基本とする。	◎	・視線の集中を避けるために、空の色に近い色彩を採用した。
I その他 配慮した事項		21. 外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺のまちなみ景観を妨げないよう色彩基準により配慮する。	◎	・周辺のまちなみから突出した存在にならないように色彩を考慮した。
		・樹木の樹種は、周辺の状況と成長することを視野に入れ選定している。		

☆4～15・e～1の基準は建築物用自己診断カルテに記載。

＊ 評 価	◎：十分配慮した	○：配慮した	×：配慮できなかった	—：非該当
-------	----------	--------	------------	-------

★ 誘導基準1～21は景観形成基準のため必ず評価してください。【◎・○】の場合はその配慮事項も記入して下さい ★

5. 用語集

あ行

アイストップ

景観を構成する一つの要素で、人が見通す軸線の先にある視線を引きつける役割を果たすものをいう。建物のファサードや樹木などが用いられる。

アイデンティティ

過去、現在、未来へと継承する独自性、固有性、同一性のこと。

アクセントカラー

基調色に対してコントラストを持つ強調色のことで、全体を引き締めたり、部分や形状を効果的に強調し、地域の演出や魅力づけを表現する色彩のことをいう。

アソートカラー

外観の基調色となる色のうち、壁面が長大で単調な場合等に適度な変化を与えて壁面を分節化し、周辺に与える圧迫感を軽減させる為の色をいう。

エッジ

山の端のことをいう。

エントランス

入り口、玄関をいう。

オープンスペース

公園、広場、河川、農地など、建造物が建っていない土地あるいは敷地内の空地のことをいう。

屋外広告物

屋外で常時または一定の期間継続して公衆に表示されるもので、看板、立て看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板などのことをいう。

屋上緑化

ビルや戸建て住宅などの建築物の屋上に、植物や樹木を植えて緑化することをいう。

か行

改築

建築物の全部または一部を除却または滅失した後にこれと用途、規模及び構造の著しく異ならないものを造ることをいう。

開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう（都市計画法第4条第12項）。

基調色

建築物の外壁や屋根などの大部分を占める基本となる色彩のことをいう。

境界領域

道路など公共空間から通常見ることのできる物件により構成されている領域。

景観

視覚による景観のみならず、生活から生み出される文化・歴史の雰囲気なども含めた広義の景観のことをいう。

景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律で、平成16年6月18日公布された。

景観計画

景観法第8条に規定された景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」のことをいう。

景観行政団体

景観計画の策定や景観重要建造物等の指定を行うことができるなど、景観法を背景に、良好な景観形成を計画的に進めていくことができる都道府県及び市町村をいう。

景観計画区域

景観計画の対象となる区域で、建築物の建築等の行為についての届出や勧告を行うことで、より良好な景観形成を図っていこうとする区域のことをいう。

景観重要建造物

景観法第 19 条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に即して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物をいう。

景観重要公共施設

景観法第 8 条に規定されたもので、道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設のうち、景観計画の中で、良好な景観の形成に重要なものとして定められたものをいう。

景観重要樹木

景観法第 28 条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に即して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木をいう。

景観整備機構

景観法第 92 条に規定されたもので、民法第 34 条の法人又は特定非営利活動法人（NPO 法人）で、景観行政団体の長から指定された団体のことをいいます。管理協定に基づいて景観重要建造物や景観重要樹木の管理を行うなど、景観法第 93 条に規定されている様々な業務を行う。

景観地区

景観法第 61 条に規定されたもので、より積極的に景観形成を図っていく地区において都市計画に、建築物の形態意匠の制限、建築物の高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度を定めることができる。物の形態意匠は市町村長の認定制度により、それ以外は建築確認により担保される。

建築協定

建築基準法第 69 条に規定されたもので、一定の地域を定め、良好なまちの環境や利便の維持・増進を図るため、関係権利者全員の合意により、建築物の敷地、位置、構造等に関する基準のうち必要事項を定め、市長の認可を得て締結される協定をいう。

建築物

建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。

建築面積

建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいう（建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 2 号）。

公開空地

街路空間の構成をより魅力あるものにするため、街路に面した私有地の一部を一般に開放する空間をいう。

公共施設

一般住民の利用を目的として整備される施設のことで、学校や公民館の他、道路や上下水道など幅広い施設のことを指す。

さ行

サイトスペシフィック

特定の場所に存在する性質を示す。その場所にまつわる特別な諸条件（環境・土地・空間、歴史、地域の人々の生活など）が考慮されたものをいう。

彩度

色の 3 属性の一つである。色相、彩度及び明度の 3 つの属性の組み合わせで一つの色を表す。岸和田市では J I S（日本工業規格）で規格されているマンセル表色系を用いている。彩度は鮮やかさを数字で示し、数値が低いほうが落ち着いたやわらかい色になる。

シークエンス

異動することで変化する景色が徐々に変わっていくデザインをいう。

シークエンス景観

視点移動によって、徐々に移り変わる景観をいう。

敷地

敷地の際の部分。道路や他の敷地との境界付近をいう。

色相

世界標準のマンセル表色系では、色相、彩度及び明度の 3 つの属性の組み合わせで一つの色を表す。色相は色みのことをいい、赤 R・黄 Y・緑 G・青 B・紫 P・黄赤 YR・黄緑 GY・青緑 BG・青紫 PB・赤紫 RP の 10 の色相がある。無彩色は N で表す。

J I S 標準色票

マンセル表色系に準拠し、JIS（日本工業規格）が制定した色票のこと。

修繕

既存の建築物の部分に対して概ね同様の形状、寸法、材料により行われる工事のことをいう。

シンボルツリー

シンボルになる樹木のこと。敷地のよく目立つ位置に植えられ、庭に立体感や季節の変化を演出する。

新築

更地に建築物を造ることで、増築、改築及び移転のいずれにも該当しないものをいう。

スカイライン

空と、連続する山なみや建物などとの境界の線。山なみや建物などの空に描かれたシルエットをいう。

ストリートファニチャー

街頭を彩る家具という意味で、バスの停留所、公衆電話ボックスなどの小建築物やベンチ、街路灯、ゴミ箱などが含まれる。

セットバック

建築物等の壁面を後退させることをいう。

増築

一つの敷地内の既存の建築物の延べ面積を増加させること(既存建築物のある敷地内に用途上不可分の別棟を建てる場合を含む)をいう。

た行

大規模建築物等

都市景観に大きな影響を及ぼす建築物等で岸和田市景観条例施行規則で定めるものをいう。

高さ

地盤面から最高部までをいう。

地区計画

住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの配置や建築物の建て方等を地区の特性に応じてきめ細かく定め、より良好なまちづくりをすすめる計画をいう(都市計画法第12条の5)。

築造面積

工作物の水平投影面積のことをいう(建築基準法施行令第2条第1項第5号)。

眺望点

ある眺望を見る場所のことをいう。

塔屋

建物の屋上に突き出した部分。エレベーターの機械室・階段室・換気塔や冷却塔などをいう。

は行

パラペット

建物の屋上、テラスのへり、橋梁の両側などに設け、人の落下を防ぐ手すり・勾欄(こうらん)。

ビオトープ

生物群集が存在できる環境条件を備える地域。生物群の生息場所をいう。

ヒューマンスケール

物の持ちやすさ、道具の使いやすさ、住宅の住みやすさなど、その物自体の大きさや人と空間との関係を、人間の身体や体の一部分の大きさを尺度にして考えること。人間の感覚や動きに適合した、適切な空間の規模や物の大きさのこと。

ファサード

建物の正面となる外壁をいう。

付属施設

駐車場、駐輪場、屋外階段、高架水槽、ごみ置場等の建築物に付属する施設をいう。

付帯設備

クーラーの室外機、給排水管、ダクトや電気・ガス設備の配管等を含めた設備をいう。

ベーシックカラー

外観の基調色のうち、壁面などの大面積を占める色をいう。

壁面緑化

住宅・マンション・ビルなどの建築物、塀、擁壁などをつる性植物や地被植物などで緑化することをいう。

ま行

マンセル色体系(マンセル表色系)

色を数値的に表すための表色系で、色彩を色の3属性(色相、明度、彩度)に基づいて表現する。

明度

色の3属性の一つである。色相、彩度及び明度の3つの属性の組み合わせで一つの色を表す。岸和田市ではJIS（日本工業規格）で規格されているマンセル表色系を用いている。明度は明るさを数字で示し、数値が大きい方が明るい色になる。

モニュメント

何かを記念してつくられた構築物をいう。形態等により記念碑、記念像、記念塔などがある。

模様替

概ね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等が異なるような既存の建築物の部分に対する工事のことをいう。

ら行

ランドマーク

その地域・土地の景観上、象徴・目印となっている対象物をいう。

歴史的まちなみ

建築物等が連続して歴史的に豊かな特色を持つことにより、市民に親しまれ愛着をもたれるような景観を形成しているまちなみ。

緑視率

実際に人の視界に入る緑の量の割合を示すもの。一般的に緑視率が、およそ25%を超えると緑が多いと感じはじめる。緑視率が高まるにつれ、潤い感、安らぎ感、さわやかさなどの心理的効果が向上する。

緑被率

ある地域又は地区における緑地面積の占める割合をいう。平面的な緑の量を把握するための指標であり、工場立地法や風致地区条例などでは、許可の基準等として一定の数値を定めている。